

平成 30 年度税制改正に関する提言

— 平成 29 年 11 月 10 日 —

(一社)青色 21 ネットワーク研究会

【国 税】

1. 所得税

(1) 「青色申告」制度を本則とし、「白色申告」制度を届出制とする新制度の導入を検討すること。

平成 26 年 1 月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての白色申告者に、記帳や帳簿等の保存が義務づけられた。

このこともあり、「記帳をせざるを得ないのであれば、特典のある青色申告を」ということで、平成 27 年度の青色申告者数は 5 1 2 万人を超え、その普及率は初めて 6 0 % を超えたと伝えられている。

しかし、一方では、白色申告者が記帳・帳簿等の保存の義務を怠っても制裁措置が無いため、行政当局の努力にもかかわらず、本制度に関心が薄い納税者も少なくない。このまま推移すれば、白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の空文化が懸念され、「正直者が馬鹿を見る」ことにもなりかねない。

わが国に申告納税制度が導入されすでに 7 0 余年が経過し、同制度が適正に機能するためには、「納税者の継続的かつ正しい記帳がその基盤になればならない。」が、この間に納税者の記帳慣行は着実に向上し、情報技術の進展によりそれほどの困難を伴わず記帳を行える環境も整いつつある。

については、申告納税制度の本旨に即し、事業所得、不動産所得、山林所得を有する全ての納税者に、現在、青色申告者に認められている「簡易簿記」程度以上の記帳及び帳簿等の保存義務を課し、高齢等の理由により記帳等が困難な納税者には、所轄税務署長への届出により「必要経費の概算控除」の選択を認める新制度の導入を検討することを提言する。

※「必要経費の概算控除」率は、青色申告者の標準的経費率より相当に低いものとする。

なお、上記制度が導入されるまでの当面の措置として、白色申告者が記帳・帳簿等の保存の義務を履行しない場合は、記帳等の不備に対する加算税や低い概算経費率による推計課税を適用し、それに対する反論の立証責任は納税者が負うこと等の制裁措置を検討することを提言する。

(2) 上記(1)の確立を前提に、当面、青色申告特別控除額 10 万円を 30 万円に引き上げること

わが国税制の根幹をなす申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の「継続的かつ正しい記帳」が必要不可欠であり、納税者の記帳慣行の向上、定着を図るためには、当面の措置としては青色申告制度の一層の普及が欠かせないが、青色申告制度の誘因策として昭和 47 年に創設された青色申告特別控除額は、創設時の 10 万円のまま 45 年間の長きにわたり据え置かれたままとなっている。

現在、青色申告制度のいわゆる特典は50数項目あるといわれるが、中でも納税者が記帳に対する直接的特典として認識するのは青色申告特別控除であり、現に青色申告特別控除が創設された昭和47年から48年にかけては、例年の2倍に近い23万4千人の新規青色申告者が誕生した。

しかし、この45年間に消費者物価は約3倍に上昇したにも拘らず、青色申告特別控除額は10万円に据置かれており、白色申告者を青色申告へ誘因するためのインセンティブ措置としては魅力が薄れ、最近の青色申告者増加数は、白色申告者に記帳・帳簿の保存義務を課したにも拘らず12万人程度で推移している。

については、青色申告制度の飛躍的普及を図り記帳慣行の向上、定着を図るため、簡易帳簿で記帳した者の青色申告特別控除額10万円を30万円に引き上げるよう提言する。

なお、白色申告者が青色申告に関心を持ち、記帳の大切さを体得すれば、次には正規の簿記による65万円の青色申告特別控除の活用を希望し、さらなる記帳水準の向上を図ることが期待できると考える。

(3) 生計を一にする親族が、事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定（所得税法第56条、同法第57条）を廃止すること

シャープ勧告を受けて所得税法は、個人課税制度が採用された。しかしながら個人企業においては、恣意的な所得分散が行われ租税回避を図る余地が生ずるとして、生計を一にする親族に対する金銭授受を認めないという特例措置として現行の所得税法第56条の規定が設けられた。

その後、法人成りの進展と働く家族の給与を認めよと言う個人事業所得者の強い要望に応じて、所得税法第56条の特例措置として同法第57条が設けられ、歴史的な変遷を経て、現在は青色申告者には青色事業専従者給与を、白色申告者には事業専従者控除を認める措置がとられている。

今日の社会は、シャープ勧告当時と比較して、個人の尊厳を基礎にした家族観や就労形態が大幅に変化、多様化し、所得税法56条とその特例措置である同法第57条の立法趣旨は、もはや社会通念上、時代遅れの遺物と言えよう。

青色申告者には当然、白色申告者といえども記帳の義務が法制化された今日、生計を一にする親族に支払う対価であっても、適正な契約に基づき、適正な金額、適切な支払が行われ、適切な記帳が行われている場合には、所得税法の本則により必要経費に認めるべきである。

よって、所得税法第56条ならびに同法第57条は廃止することを提言する。

(4) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること

現在、少額減価償却資産として、取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費に算入できる取得価額の基準は10万円未満とされ、他に10万円以上20万円未満の減価償却資産については「一括償却資産制度」が、さらには、一定の要件を満たす青色申告者が一定の時までに取得

した取得価額 10 万円以上 30 万円未満の少額減価償却資産については、「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例」が認められている。

については、税制簡素化の見地からこれらの制度を統合し、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産については、青色申告者に限り、取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費に算入できることとするよう提言する。

(5) 給与所得控除について、抜本的な見直しを検討すること

現行の給与所得控除の機能は「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」とされてきたが、これらは、主として事業所得者との比較において論じられてきたと言えよう。

「他の所得との負担調整のための特別控除」が、「所得捕捉率格差の調整」と「早期納税の金利調整」を意味しているとすれば、正確な記帳・決算を行い誠実な確定申告をし、予定納税もしている青色申告者からみれば逆に不公平を生じさせていることになる。

また昨今では、事業所得者でありながら実態は被用者同然の雇用的自営業者が急速に増加しているが、当然のことながらこの様な雇用的自営業者には給与所得控除は適用されず、新たな不公平の種となっている。

こうしたことを考慮し、給与所得に対する給与所得控除は「勤務費用の概算控除」に限定し、総務省統計局の家計調査や欧米諸国の給与所得者に対する概算控除の状況等を参考に、抜本的に見直すことを提言する。

なお、給与所得者が事業所得者に認められている経費の実額控除が行えないことを不満とするならば、サラリーマンにも納税者意識向上の観点から、概算控除と実額控除の選択をみとめ、源泉徴収・年末調整制度のほかに、源泉徴収・申告納税制度を導入することを提言する。

なお、給与所得控除見直しによる増収額は、税収中立の観点から、全ての納税者に共通する基礎控除額の引き上げ等の財源とすることを併せて提言する。

(6) 所得再分配機能の回復を図るため金融所得に係る税率を見直し、段階的課税制度を導入すること

総合課税と累進税率を基本とする個人所得税は、所得再分配機能を持った優れた税制と説かれてきたが、近年、課税ベース、税率の両面から、所得再分配機能の低下が指摘され、所得税負担率は、合計所得金額 1 億円までは累進するが 1 億円を超えると逡減し、その要因は「高所得者に偏った株式譲渡益や配当について、低税率で分離して課税されるためである」と指摘されている。

平成 26 年から、株式譲渡益や配当に対する優遇税率(10%)が廃止され、本則の 20%に引き上げられたことで、1 億円超の者に対する負担率は若干改善したと伝えられるが、当該問題に対する根本的な改善とは程遠い状況にある。

所得再分配機能の低下は、所得格差、資産格差を誘引し、格差社会を定着化させ、我が国社会の活性化を損なうことが懸念される。

所得再分配機能の低下をもたらす要因は多々あるが、当面の措置として、所得税負担率の累進を図るため、金融所得に係る分離課税の税率の引き上げを検討するよう提言する。

なお、この税率の引き上げを、わが国経済や株式市場の成長阻害要因としないために、所得区分に応じた段階的課税制度の導入を併せて提言する。

2. マイナンバー

(1) マイナンバーカードの利便性実現によりマイナンバー制度定着を推進すること

平成28年分所得税確定申告書におけるマイナンバーの記載件数は、83%、1,785万件に達したとのことである。一方、マイナンバーカードの交付は平成29年8月末時点で全人口の9.6%、1,230万枚にすぎない。これらの結果は、マイナンバーに関する周知活動が一定の成果を得てはいるものの、マイナンバーカードの取得(交付)に関しては、保有や利用に関する魅力の欠如により十分な成果を得るに至っていない証であり、これは行政の怠慢と言わざるを得ない。

なお、申告書におけるマイナンバーの記載は、罰則は無くとも義務化されたものであり、未記載の申告書の提出に対し今後どのような措置を講じていくかは、行政の信頼性が問われる大きな問題である。

今秋からのマイナポータルの本格的運用に合わせ、全国の自治体においては、マイナンバーカード取得促進キャンペーンが開始されたが、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」、「公平・公正な社会の実現」というマイナンバー制度導入の目的を達成するためには、マイナンバーカード取得のメリット拡大や安全性の追求が必要不可欠な条件である。

については、マイナンバー制度の意義や目的のさらなる周知に努め、制度の普及と定着をより確かなものとすべく取り組むことを提言する。

3. 消費税

(1) 軽減税率の導入は止め、その増収額は財政再建に充てること

第48回衆議院議員選挙にあたり、与党・自由民主党は、「経済再生と財政健全化を両立させるため、2019年10月に消費税率を8%から10%へ引き上げます。」、「消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、2019年10月に消費税の軽減税率制度を導入します。」と公約した。

しかし、軽減税率(複数税率)の導入について、かねてより当研究会は①対象品目の選定に混乱を生じる、②富裕層を利することになる、③税収減をもたらす、財政健全化の足枷となる、④小規模

事業者の事務負担能力を超える、⑤免税事業者が取引から排除される等の理由でその導入に反対してきたが、同制度の導入には、今でも反対であることを改めて表明する。

また、軽減税率導入に伴い決定した「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、中小・零細事業者の事務負担を著しく増加させ、その負担に耐えられない事業者は取引から排除されることになり、その導入にも反対せざるを得ない。

なお、与党・自由民主党は、「消費税率 10% 引上げに際し、『全世代型社会保障』への転換など『人づくり革命』を実現するため、消費税 10% への引上げの財源の一部を活用します。」としている。これにより、従来、政府が掲げ国際公約になっている 2020 年度（平成 32 年度）の「基礎的財政収支黒字化」は、ほぼ不可能と報じられている。

政府は、一刻も早い基礎的財政収支黒字化が「次世代への責任」との観点から、この際、謙虚に中小零細事業者の声に耳を傾け、「軽減税率」の導入を諦め、それによる増収額 1 兆円程度は財政再建に充てることを提言する。

なお、当研究会は、「消費税は単一税率で、低所得者対策は給付付き税額控除で」とかねてより提言してきたが、改めて低所得者対策としての「給付付き税額控除」の導入を提言する。

消費税率の引き上げは、国民全員に負担増を強いるものである。平成 26 年の消費税率 8% への引上げにより一般生活者の購買意欲が著しく低下した実態を踏まえ、政府は、消費税率 10% 引き上げを前提とする前に、議員定数や議員歳費の削減などの国会改革、公務員数、給与の削減を始めとした行財政改革の断行など、「身を切る改革」を実行するよう提言する。

（2）簡易課税制度の選択届出書の提出期限を、確定申告書の提出期限と同じにすること

現在、簡易課税制度を選択するためには、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、所轄税務署長宛に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することとなっているが、個人事業者の場合「課税期間開始の日の前日」は年末であり、最繁忙期に当たっている。

については、小規模事業者の実態に配慮し、簡易課税制度選択届出書の提出期限を「課税期間の開始の年の前年分の所得税確定申告書」の提出期限と同じにするよう提言する。

（3）簡易課税制度選択者が、多額の設備投資等を行った際には、仕入税額控除の割増し等を認める特例制度を設けること

簡易課税制度は、事務処理能力が脆弱な小規模事業者なるがゆえに、選択しているものが多い。

一方、下請け業者等の中には、親企業の技術革新に合わせ設備更新を強いられる事例も少なく無い。しかし、現在の簡易課税制度における「みなし仕入率」には、多額の設備投資等をした場合の仕入額まで反映しているとは言い難い。

については、簡易課税制度の選択者が、多額の設備投資等をした場合は、一定の条件の下に、仕入税額控除の割増し等を認める特例措置の創設を提言する。

4. 税理士法

(1) 公益社団法人の青色申告会職員に臨時税理士の資格を附与することを検討すること

少子高齢化・人口急減という危機的状況の中で我が国は「経済再生」と「財政再建」の困難な課題に取り組んでいる。こうした中で、政府が掲げる「地方こそ日本の活力」「地方の元気が日本の元気」という思いに青色申告会は共鳴し、「納税者が元気に」「地域が元気に」「地方が元気に」「日本が元気に」を目指して青色申告運動を強力に推進していきたい。

いまや、年金所得者の急増、白色申告者の記帳の義務化、消費税増税、相続税等資産課税の強化等新增税時代を迎えている。かかる新時代に対応するには、国民の理解と官民挙げての共同・協力が必要である。

げんに、税務行政当局も、「最近の税務行政に目を向けますと、経済活動の国際化、ICT化の進展、マイナンバー制度の導入など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するためには、・・・従来以上に青色申告会など関係民間団体の皆様が必要です。特に、今事務年度におきましては、これまで以上に青色申告会をはじめとする関係民間団体の皆様との連携・協調を強化する取組を行うことといたしました。このような取組は、今事務年度限りでなく、継続して取組んでいくことが重要だと認識しており、今後とも確実に実施していきたいと考えております。」(平成28年度(一社)全国青色申告会総連合定時総会における国税庁長官祝辞。同会機関紙「青色申告」平成28年8月号より抜粋)と言っている。

については、税理士法第50条(臨時の税務書類の作成等)が、「公益社団法人又は公益財団法人の団体の役員又は職員に租税を指定し、無報酬で申告書の作成およびこれに関する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することが出来る」旨を規定していることに鑑み、公益社団法人青色申告会の職員に税理士法第50条を適用するよう提言する。

【地方税】

1. 個人事業税

(1) 事業主控除額を大幅に引き上げること

昭和 25 年の個人事業税創設時に設けられた「免税点」制度は、その後の「基礎控除」制度を経て、昭和 37 年「事業主控除」制度と改称されて今日に至っている。

この間、控除額は逐次引き上げられてはきたが、平成 11 年以降 290 万円に据え置かれたままであり、本来の趣旨である「個人事業主の勤労性相当部分」を課税対象から控除するには極めて不十分であり、所得税の控除失格者にまで、個人事業税が課される過酷な税制となっている。

国税庁の「民間給与の実態調査」によると、平成 28 年分の民間給与の平均額は 421 万円(男性 521 万円、女性 279 万円)であり、従業員給与と比べても現行事業主控除額との乖離は著しい。

については、民間給与等の実態等を踏まえ、事業主控除額（現行 290 万円）を大幅に引き上げるよう提言する。

(2) 青色申告特別控除額を所得計算上控除すること

青色申告制度の普及促進を図り正確な記帳を奨励するため設けられた青色申告特別控除制度は、個人所得税、個人住民税の所得計算上控除されている。

他方、個人事業税は、個人所得税、個人住民税と同様に所得課税をしているにもかかわらず、青色申告特別控除の控除を認めていない。正確な記帳は、正確な所得を計算する基本であり、個人事業税にも均しく求められるものである。

については、正確な記帳を奨励し課税の公平を図るため、個人事業税の所得計算上、青色申告特別控除の控除を認め、個人所得税、個人住民税との整合性を図るよう提言する。

2. 個人住民税

(1) 個人住民税所得割と個人所得税の課税最低限を同額にすること

個人所得税と個人住民税所得割は、共に所得を課税標準としている。しかし、前者は応能負担に、後者は応益性に着目した税であるから、両者の課税最低限は同額である必要はないとの理由で、両者の所得控除額に差異が生じている。

所得税は、①最低生活費に課税することは適当でない、②担税力を減殺する個別事情に考慮する、③一定の政策目的を達成する等の理由から各種所得控除制度を定め、最低生活費に着目して、基礎

控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除をもって課税最低限を構成している。

個人住民税は応益性に着目した税だとしても、最低生活費にまで課税することは、憲法が保障した国民の生存権を否定することに繋がりがねず許されない。

については、個人住民税と所得税の課税最低限を同額とするよう提言する。

なお、住民税の応益性については、均等割で考慮すべきと考える。

3. 固定資産税(償却資産税)

(1) 個人事業者の償却資産に係る固定資産税は、廃止を前提に抜本的見直しを行うこと。

償却資産に係る固定資産税は、製造業等の設備型特定産業に負担が偏重し、税源の地域間均一性や課税ベースの固定制、地域住民の財政責任といった地方税原則を満たしていない。

償却資産に固定資産税を課すことは、その分だけ所得税や法人税の実効税率を実質的に引き上げており、二重課税の問題を生じさせている。このため、事業者は、設備投資に対して税負担を課せられるとの意識を持つことになり、政府の民間投資活性化という基本戦略にも反している。

また、実務的には、免税点が平成3年以来25年間150万円に据え置かれていること、少額減価償却資産の扱いが、国税(30万円)と固定資産税(20万円)で異なること、国税で廃止された残存価額が残ること等、納税者の不満は強い。加えて、課税上の問題としては、償却資産の実態把握が徹底しておらず、適正かつ公平な課税が行なわれているとは言い難い状況である。

については、個人事業者の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税は、小規模企業振興基本法の趣旨に則り「事業の持続的発展」を図るため、廃止を前提に抜本的に見直すことを提言する。